



よくあるご質問



❶ 他人に個人情報を知られるのが不安です。

❶ 避難行動要支援者名簿や作成した個別避難計画の情報については、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されます。

また、個人情報は避難支援に必要な範囲で共有することになっています。

❷ 個別避難計画を作ったら必ず助けてくれるのですか？

❶ あらかじめ計画を作ること、地域の支援を受けられる可能性は高まりますが、必ずしも支援を保証するものではありません。また、支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。

なお、災害時には行政による支援が必ずしも提供できるとは限りません。ぜひ個別避難計画について検討をお願いします。

❸ 支援者はどのように決めればいいですか？

❶ 支援者はできるだけ早く駆け付けられるように、家族や隣近所の顔見知りの方や自治会の同じ班の方など、なるべく身近な人が望まれます。避難行動要支援者が日頃から親しくしている方が身近にいらっしゃる場合は、支援者としてお願いしてください。

❹ 個別避難計画は自分で作成するのですか？

❶ ご自分で作成することもできますが、市では、個別避難計画の作成に同意した方について、居宅介護や相談支援を行う事業所に作成を委託します。また、地域の自主防災会や民生児童委員、高齢者見守り員が避難支援者の選任に協力します。

避難行動要支援者ご本人やそのご家族も前向きかつ積極的に計画作成に携わることでより実効性のある計画になりますので、他人任せではなく進んで計画作成に参加してください。

❺ 支援者はどのようなことをすればよいのですか？

❶ 避難行動要支援者の安否確認・情報伝達、避難の手伝いなどの支援に携わっていただきます。ただし、災害時は誰もが被災者ですので、支援者が責任を負うものではありません。ご自身やご家族の身の安全を確保した上で、可能な範囲での支援をお願いします。普段からの隣近所での声掛け、見守りなど、できることから取り組み、地域での助けあいの輪を広げていきましょう。

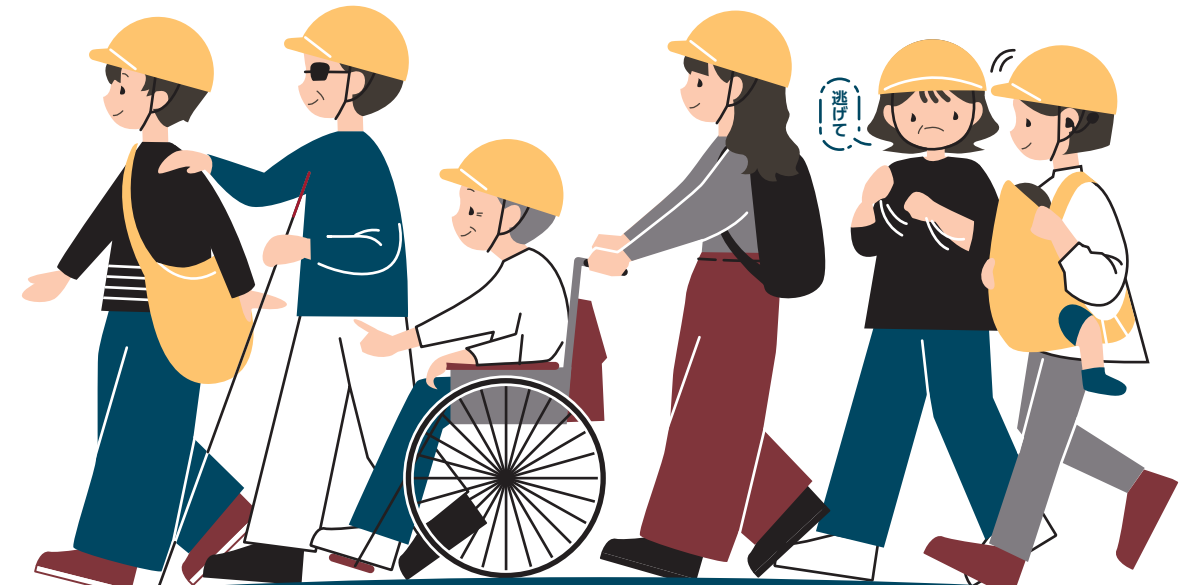
その他気になることは、お気軽に市までご相談ください！



— 個別避難計画 —

あい・愛プラン

災害から逃れるための準備や避難行動が
困難な人たちが実はあなたの身近にもいます。



前を歩いて先導するよ 車椅子を押してあげるよ 手話で伝えるよ

— 助けてほしい —

支援に必要な個人情報を地域の関係者に提供することで、災害時に支援を受けられる可能性が高まります。少し助けてもらうだけで避難がスムーズになります。助けが必要だと思う人は、まずご相談ください。

— 助けたい —

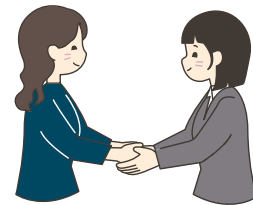
声かけや付き添いだけでも大きな助けになります。誰も逃げ遅れることがないように「避難支援者になって欲しい」と言われたときには、ぜひご検討ください。

個別避難計画を作しましょう。

個別避難計画とは

災害時に自ら避難することが困難で誰かの支援が必要な方について、あらかじめその方の状況や避難を支援する方と支援する方法、避難先などを記入したものです。

この計画を、平常時から、避難を支援する方のほか避難支援等関係者(自主防災会、民生委員、高齢者見守り員や消防、警察など)で共有することで、災害発生時の避難支援に役立てようとするものです。



要支援者(助けてほしい人)とは

※「避難行動要支援者」といいます。

災害時に自力で避難することが困難な方で、以下の要件に該当する方

- ① 介護保険の要介護認定で「要介護3」以上
- ② 身体障害手帳1級または2級の交付を受けている
(心臓、腎臓機能障害のみの事由で該当する人は除きます)
- ③ 療育手帳AまたはB(中度)の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている
- ⑤ 特定医療費(指定難病)受給者証を所持しており、日常生活に部分または全面的介助を要すると判断される
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けていて緊急度1~3に該当する
- ⑦ 日常生活で医療的ケアが常に必要
- ⑧ その他災害時の避難行動に特に支援が必要



避難支援者(助けたい人)とは

※「避難支援等実施者」といいます。

災害時に協力を得られる近隣住民など、要支援者の避難支援等を実際に実施する方をいいます。

個別避難計画を作成すると

個別避難計画の作成に同意すると、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、要支援者ご本人の避難に避難支援者から支援を受けられる可能性が高まります。

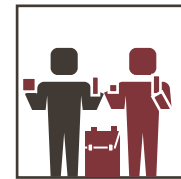
ただし、避難支援者やその家族などの安全が前提ですので、同意することにより災害時の避難行動の支援が保証されるわけではありません。

また、避難支援者は避難支援の法的な義務や責任を負うものではありません。

避難支援者のすること

必要な支援は、人によって異なります。避難支援者になるときに、必要な支援の内容を確認しましょう。

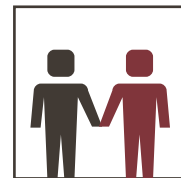
また、支援の内容が変わる場合がありますので、密なコミュニケーションを心がけましょう。



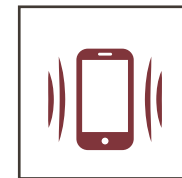
避難の準備を一緒に



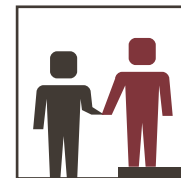
重い荷物は持つ



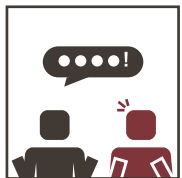
避難に付き添う



声かけをする



段差を助ける

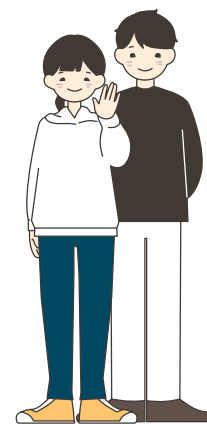


情報を伝える

要支援者のすること

個別避難計画作成は、作成に同意することから始まります。同意の意思を確認するために、市から「同意確認書」を送ります。計画作成を希望する場合は「同意する」意思を記入して市に返送してください。個別避難計画書は、本人やその家族が作成するほか、介護や福祉のサービスを提供する事業所が作成します。事業所の担当者からの聞き取りなどにご協力ください。

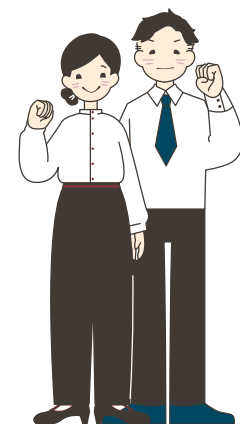
支え合い 一災害から誰も取り残されないために一



避難支援者



要支援者



行政

相談窓口

伊予市 危機管理課

☎982-1218

伊予市 長寿介護課

☎982-1117

伊予市 福祉課

☎982-1121

伊予市 健康増進課

☎983-4052